

## 「特定創業支援事業により支援を受けたことの証明書」について

「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の知識が身に付く事業を特定創業支援事業としています。認定された湯川村の創業支援事業計画に記載のある特定創業支援事業の支援を受けた方に対し、村が証明書を発行します。証明書の発行を受けた方は、登録免許税の軽減などの支援制度が利用できるようになります。

### 1 利用できる支援制度について

#### (1) 会社設立時の登録免許税の軽減措置について

創業支援事業計画の認定を受けた市区町村において会社を設立する場合は、登録免許税の軽減措置を利用することができます。

※なお、認定創業支援事業計画の計画期間が終了した市区町村で会社を設立する場合、交付対象者は登録免許税の軽減措置が利用できません。また、他の市区町村で創業する場合にも特例制度が利用できません

##### ●利用できる対象者について

- ① 創業を行おうとする者、事業を営んでいない個人
- ② 創業後5年未満の者、事業を開始した日以後5年を経過していない個人  
※既に会社を設立した者が組織変更を行う場合は対象外。

##### ●登録免許税の軽減措置の内容について

- ① 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に減免（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円減免されます。）。
- ② 合名会社又は合資会社は1件につき6万円の登録免許税が3万円に減免

#### (2) 創業関連保証の特例について

特定創業支援事業により支援を受けた者のうち、事業開始6か月前から創業後5年未満の者について、無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠が1,000万円から1,500万円に拡充し、事業開始の6か月前から支援を受けることが可能になります。

##### ●利用できる対象者について

- ① 創業を行おうとする者、事業を営んでいない個人
- ② 創業後5年未満の者、事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は法人

**(3) 日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件充足について**

特定創業支援事業により支援を受けた者は、新創業融資制度の自己資金要件を充足したものとして、同制度を利用することが可能になります。

●利用できる対象者について

創業前又は創業後税務申告を2期終えていない事業者

**2 証明書の交付について**

**(1) 証明書の交付対象者について**

特定創業支援事業による支援を受けた次の①又は②に当てはまる方が証明書交付の対象となります。

- ① 創業を行おうとする者、事業を営んでいない個人
- ② 創業後5年未満の者、事業を開始した日以後5年を経過していない個人または法人

**(2) 湯川村創業支援事業計画における特定創業支援事業について**

第8回認定(平成28年5月20日)における湯川村の特定創業支援事業は以下のとおりです。

創業支援事業者	特定創業支援事業名	お問い合わせ先
会津商工信用組合	創業塾	会津商工信用組合 0242-22-6565

**(3) 交付申請について**

交付の条件を満たした方は、証明書の交付申請ができます。  
交付申請書2部を記入、押印のうえ、村へ提出してください。  
申請後、内容を審査し、概ね1週間で証明書を交付します。

**(4) 証明書の有効期限について**

証明書の有効期限は次の①、②、③のうち一番早い日付となります。

- ① 認定創業支援事業計画の計画期間終了日
- ② 令和2年3月31日
- ③ 創業後の者については、税務署受付印が押印された開業届に記載されている開業日から5年を経過しない日